

会 議 の 状 況

1. 日 時 平成27年9月15日(水) 10:30 ~ 12:00

2. 場 所 青森県庁北棟2階 災害対策本部

3. 概 要

(1) 東通原子力発電所の原子力災害時における住民避難に係る検討状況について

平成27年2月に開催した、原子力災害避難対策検討会の取組方針に基づき、住民の移動対策及び受入対策についての検討結果を説明した。

地域のバスの稼働率等から、全住民がバスを活用するよりも避難行動要支援者がバスを活用し、一般住民は自家用車で避難する方が、効率的な避難につながることを示した。東通村のPAZ小田野沢地区や同村及びむつ市のUPZの施設北側(5~15キロメートル)住民が避難する際の交通規制の実施箇所についての検討結果、円滑な避難を行うためには、各地域の段階的な避難を実施する必要があることを示した。

むつ市中心部が避難する際には、海路避難を活用する必要があることから、海路避難における考え方や輸送能力について示した。

受入対策については、平成27年度に実施した避難所開設図上シミュレーションの結果を踏まえ、主要避難所におけるレイアウト例を示した。また、各避難所の収容可能人数について確認し、不足分については避難者全員が収容可能な体制について今後整えていくこととした。

(2) 医療機関及び社会福祉施設等の避難計画に関する取組状況について

平成27年4月に作成した「原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」に基づき、医療機関及び社会福祉施設等に対し、避難計画策定の説明会を開催し、施設で検討可能な避難計画を策定するよう要請したところ、計画の策定対象施設84施設のうち、78施設で避難計画を提出している旨説明した。

(3) 被ばく医療対策検討部会における検討状況について

安定ヨウ素剤の配布体制等に係る検討状況及び避難退域時検査場所の候補地選定の状況について説明した。

(4) 今後の進め方について

当検討会については、年内の検討会の開催をもって避難対策の骨格を示すこととし、今年度内での市町村の避難計画修正を目標に作業を進める予定であり、市町村は対応可能な項目から避難計画の修正作業を開始するよう、避難計画の修正にあたり、県の見解が必要な項目については、適宜県に連絡するよう依頼した。

(5) 質疑応答・意見

ア 移動・受入対策

(質問)原子力災害時には施設から遠ざかる方向に避難することが基本。国道279号を利

用するとなると、一旦施設に近づいた避難になる。道路がありかつ施設から遠ざかる大間又は脇野沢方面への避難を基本に考えて欲しい。

(回答)下北半島西側の避難所収容可能人数は多くて1万人程度と限られている。海路避難での民間船舶による輸送能力も限られている。むやみに避難行動を行わず、しっかりと屋内待避を行うということも大事であり、トータルで住民の被ばくを最も低減できるものを考えていきたい。

(質問)原子力災害が発生した場合に自衛隊が全く活動しないということはない。施設から遠ざかる方向へ逃げられる手段を可能な限り使うべき。また、UPZで施設から比較的近い集落についても海路避難を想定するべき。なぜわざわざ南下しなければならないのかという明白な理由付けをしないと避難計画の修正が困難と考えている。

(回答)海上自衛隊を使わないということではなく、今回の試算では、自衛隊の性質上、活動可能な艦船等の数を平時から見込んで輸送能力を明確にするということができないということなので、輸送能力としては除いているが、現実的にはもちろん自衛隊には協力して頂くと、我々も大いに期待している。また、海路避難だけで避難するとなると、その分輸送能力が下がることから、避難に時間を要することとなる。今回の考え方、避難手段がそれで固定ということではなく、様々な手段の組み合わせにより最適な運用をしていくべきと考えている。もちろん、国道279号が、放射線量によっては南下をしないという選択もあろうかと思う。そういう場合は船で重点的に住民を避難させるなど、避難方法を選択していきたいということで考えている。

イ 被ばく医療対策

(質問)一時集合場所で安定ヨウ素剤を配布するという記載があるが、乗用車避難をする場合を考えると、一時集合場所に集合する機会がないまま住民が避難する形になるが、具体の配付方法についてどのように考えているのか。また、研修を受講した市町村職員がヨウ素剤の配布責任者となり、仮に一時集合場所に市町村の職員を責任者として配置することになると、概算で100人の市町村職員が研修を受けなければならない。配布責任者の想定人数を教えて欲しい。

(回答)今後の検討課題の方に掲げているが、今後は新たな自家用車を利用した、あるいは海路を利用した避難計画に合わせて地区ごとの配布場所及び配布責任者の確保については、改めて市町村の皆様とともに検討していきたい。

(質問)自主避難者が避難受入市町村に避難してきた場合の避難退域時検査、スクリーニングはどのように行われるのか。

(回答)避難退域時検査、簡易除染については、30キロメートル圏からでるところで検討を進めている。避難所に併設する形でのスクリーニングは県が主体的に行うが、市町村の協力も必要となるので、今後市町村とともに検討させて欲しい。

(意見) 避難退域時検査について、渋滞が生じないような体制を考えて欲しい。

(意見) 避難退域時検査に適切な場所が見あたらない。県で責任をもって候補地を探して欲しい。